

特定複合観光施設区域整備計画審査委員会（第 48 回） 議事要旨

1. 日時：令和 7 年 7 月 16 日（水）16:00～18:00
2. 開催方式：現地とWEBによるハイブリッド会議
3. 議題：
 - （1）ヒアリング
 - （2）事務局からの説明事項（個別事案）
 - （3）事務局からの説明事項（実施状況評価）
 - （4）事務局からの説明事項（計画変更）
4. 出席委員：竹内健蔵委員長、山内弘隆委員長代理、朝岡大輔委員、河島伸子委員、樋口進委員、古谷誠章委員、矢ヶ崎紀子委員
5. 議事要旨

議題の内容が、民間事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものと認められるため、本審査委員会は、非公開での実施を委員長が仮判断していたが、冒頭、本委員会は非公開とされることが委員会の議決をもって正式に決定された。

その後、大阪へのヒアリングを実施することが決定された。

<ヒアリングでの主なやりとり>

令和 7 年 7 月 4 日付け提出のあった令和 6 年度大阪 I R の実施状況報告書の内容を基に、委員より確認を行い、大阪府・市と I R 事業者より回答を得た。

※質問回答の内容は、令和 7 年 7 月 3 0 日開催の審査委員会資料「資料 3－3」にて記載。

<個別事案について>

事務局より、I R 事業用地における公有水面埋立法第 27 条第 1 項に基づく許可手続き漏れについて共有し、公有水面埋立法上有効な土地の権原が一時的に存在していなかったことは事実だが、有効な土地の権原を取得する見込みは存在し、事実上土地の権原を取得していることから、要求基準について不適合となるものはない。の事務局の考え方（案）について、委員の了承を得た。

<実施状況評価について>

事務局より、実施状況評価の対応方針案等について説明した。

また、事務局より、今後の評価の進め方について説明した。次回審査委員会では、ヒアリング内容やこれまでの審査委員会の意見等を踏まえ、評価案をとりまとめることとなった。

<計画変更について>

事務局より、資料４－１、４－２、４－３の説明を行った。

今般の変更は、役員の氏名変更などの形式変更、もしくは特定複合観光施設を構成する施設の規模の変更であって必要最小限のもの、もしくは計画の内容の実質的な変更を伴わない変更であり、計画の適正な実施に支障を及ぼすおそれがないと判断し得るものと考えていることについて、委員の了承を得た。

以上